において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に、「海上運送法」を「一般旅客定期航路事業について海上運送法」に、「第十一条第三項」を「第十一条第三項若しくは」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「、第十九条の五第一項若しくは第二項若しくは第二十条第二項若しくは第三項」を削り、「みなす」を「、貨客定期航路事業について同法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をし、又は同法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十二第一項の確認を受けなければならないものについては、これらの規定により届出をし、又は確認を受けたものとみなす」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「国内一般旅客定期航路事業」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「国内一般旅客定期航路事業等」を「一般旅客定期航路事業等」に、「第十条又は第十九条の六の二（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第九条又は同法第二十条第三項若しくは第二十二条第三項において準用する同法第十九条の十一」に改める。

第三十六条の三第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に改める。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第二十五条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（総合特別区域法の一部改正）

第二十六条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第二十一条第一項」を「第二条第九項」に、「第八条第一項」を「第六条」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第二十七条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に改める。

（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部改正）

第二十八条　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「同法第十九条の六の二」を「同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業」を「貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）」に改める。

（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部改正）

第二十九条　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律の一部改正）

第三十条　地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第四号ニ中「（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第十九条の六の二」を「、同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業（」を「貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの及び」に、「同法第二十条第二項」を「同条第九項」に、「人の運送をする不定期航路事業」を「一般不定期航路事業」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律の一部改正）

第三十一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第七号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百四十六条のうち船員法第百二十九条、第百三十条、第百三十一条の二及び第百三十二条の改正規定中「第百三十一条の二」を「第百三十一条の三」に改める。

第三百五十一条のうち海上運送法第四十六条から第四十九条までの改正規定中「第四十九条まで」を「第四十八条まで及び第四十九条」に改める。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

令和五年五月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十五号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定受託事業者に係る取引の適正化（第三条―第十一条）
第三章　特定受託業務従事者の就業環境の整備（第十二条―第二十条）
第四章　雑則（第二十一条―第二十三条）
第五章　罰則（第二十四条―第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。